



平成 23 年 7 月 8 日

会社社名 株式会社ウェザーニューズ  
代表者名 代表取締役社長 草開 千仁  
(コード番号 4825 東証第一部)  
問合せ先 SR コーナー (広報・IR)  
リーダー 森下 良治  
(TEL : 043 - 274 - 5536)

### 当社株券等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、平成 20 年 7 月 11 日開催の取締役会において、当社株券等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）を導入することを決議し、平成 20 年 8 月 10 日に開催された第 22 期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。旧プランの有効期間は、平成 23 年 8 月に開催いたします第 25 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされています。

この旧プランの有効期間満了に先立ち、当社は、本日開催の取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)）として、旧プランを実質的に同一の内容で更新すること（以下「本更新」といい、本更新後の取組みを以下「本プラン」といいます。）を、取締役の全員一致により決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本更新を決定した取締役会において、社外監査役 2 名を含む当社監査役 3 名全員は、本プランが適正に運用されることを条件として、本更新に賛同する旨の意見を述べております。

また、平成 23 年 5 月 31 日現在における当社の大株主の状況は、別紙 1「当社大株主の状況」のとおりであります。

## 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者でなければならないと考えております。当社では、株式の上場に際して、市場には短期、中長期のスタンスや様々な目的の投資家が併存することがあり得ると理解しております。言うまでもなく、上場会社である当社の株券等については、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、最終的には株主の皆様全体の意思により決定されるべきであり、当社の株券等に対する大量取得行為の提案又はこれに類似する行為があった場合に、当社の株券等を売却するかどうかの判断も、最終的には当社の株券等を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

したがって、当社は、当社の株券等について大量取得行為がなされる場合に、それが当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

一方、当社は気象会社として世界で初めて株式を上場しておりますが、これは公的機関にもまさるともおとらない公共のインフラを運営する企業体としてふさわしいガバナンス、透明性（トランスペアランス）等を追求することが上場する大きな意義と認識しているが故です。当社では、市場においてもこの上場の意義等が理解されることを期待しており、市場をはじめ社会全般において理解いただけるよう事業運営に取り組んでいます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量取得行為の提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。そして、かかる株券等の大量取得行為の中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大量取得行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の経営理念は、「サポーター価値創造」（当社では、当社がサービスを提供し、当社を支持していただいている企業及び個人をサポーターと呼びます。）であります。この経営理念はさまざまな企業価値の源泉から成り立っており、これらに対する理解がなければ、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保、向上させることはできないと考えております。特に、当社の企業価値の源泉は、①気象市場を創造し続ける人材、企業文化、経験知、②24 時間 365 日サービス&サポートを継続的・安定的に提

供する人材、仕組み、③世界中のサポーター（企業、個人）との価値共創を通じて築かれた信頼関係、④上記①～③を基礎として長期間にわたり構築されてきたブランド力（知名度と信頼を裏切らない力）、にあると考えております。したがって、当社の株券等の大量取得行為を行う者が、これらの当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させるのであれば、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益は毀損されることになりかねません。

当社としては、このような当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損する大量取得行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得行為に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えます。

## 2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、中長期にわたる企業価値を持続・発展させていくことこそが株主の皆様の共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益の向上を目的に、以下に申し述べます、当社の新中期経営計画の策定及びその実施、コーポレート・ガバナンスの強化、更に、業績に応じた株主の皆様に対する利益還元を従前通り進めてまいり所存です。これらの取組みの実施を通じて、当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を向上させ、その向上が株主及び投資家の皆様による当社株式の評価に適正に反映されることにより、上記の当社グループの企業価値及び株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある当社株券等の大量取得行為は困難になるものと考えられます。したがって、これらの取組みは、上記1. 記載の基本方針に資するものであると考える所存です。

したがって、これらの取組みは何れも上記1. 記載の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

### 1) 中期経営計画の策定及びその実施

#### (1) 当社の経営方針について

##### ① ビジョン

世界では、自然災害により毎年何万人もの命が失われ、様々な産業において多大な経済的損失も生じています。また、地球温暖化が原因とも言われる急激な気候変動により、私たちが経験したことがない気象、気候変動による世界中の経済活動や生活への影響が増大すると言われていています。こうした状況に対応するためには、公共機関だけではなく真に利用者側に立った民間のサービスが必要不可欠

です。

当社では、民間の気象情報会社として「69 億人サポーターとともに」という夢を掲げ、気象が「水、電気、交通、通信」に続く第 5 の公共資産＝公共インフラであると考え、世界中のあらゆる企業、個人の生命、財産に対するリスクを軽減し、機会を増大させることを実現する気象サービスを目指しています。また、その実現にあたっては、サポーター自身が主体的に気象の観測（感測）、分析、予測、配信・共有に参加し、当社とともに価値を共創していく新しい気象サービスのあり方を追求していくことにより、社会や地球環境に貢献していきます。

## ② ミッション

当社グループの基本コンセプトは、(気象に関する) あらゆるコンテンツを、官営サービスに依存することなく、自らが主体的にデータ収集から配信まで提供する「フルサービス・ウェザーカンパニー」となることであり、これを目指してきました。そして、これに加え、およそ気象が有意義なコンテンツとなりうるあらゆる分野においてサービスを提供することができる、「Full Services (フルサービスズ)」になることも目指しています。私どもが実現すべきミッションは以下の 4 つであると捉えております。

- a. 全世界 69 億人の一人ひとりとともに、最多、最速、最新の気象コンテンツサービスを創造・提供する世界最強・最大の「気象コンテンツ・メーカー」になること。
- b. 気象コンテンツ市場のフロンランナーとして、独創的に新たな市場を創造しながら、「サポーター価値創造」と企業価値の最大化を実現すること。
- c. サポーター（個人、企業）が観測（感測）、予報、配信に参加する世界初の双方向型の気象情報交信ネットワークを本格的に軌道に乗せ、従来の気象のあり方を革新的に変えること。
- d. 気象をベースに、気候変動、そして環境問題まで領域を広げ、サポーター（個人、企業）とともに、新たな価値創造（事づくり）を、実現すること。

## (2) 当社の企業価値の源泉について

当社は、1986 年、あらゆる分野の企業、個人に気象サービスを提供することを目的に創立されました。その後、サポーターとともに創り出してきた気象コンテンツサービスは、世界中の企業、個人に支持されてきました。

「サポーター価値創造」という経営理念を実践し続ける当社の企業価値の源泉は、具体的には次のとおりであります。

① 気象市場を創造し続ける人材、企業文化、経験知

当社は、創立以来、データや気象予測を単に提供するのではなく、利用者側に立ち、気象によるリスクを軽減し、機会を増大させる「リスクコミュニケーション」（対応策情報）というサービスコンセプトを創り出してまいりました。そして、海運、航空、道路、鉄道などの社会インフラや個人のニーズ・ウォンツを掘り起こし、官ではなし得ない気象サービスを世界中で開拓・創造し、世界で初めて気象情報会社として株式の上場を実現しました。株式の上場により、当社は、気象という第5の公共財を提供するにふさわしいガバナンス、透明性をもつ存在となるとともに、社会的信用力が増大し、長期安定資金の調達による財務体質の強化の結果、安定的なサービス提供が可能になりました。

とくに近年は、海運向けに安全性、経済性、環境性を最適化する OSR (Optimum Ship Routeing)、頻発するゲリラ雷雨を捕捉し回避活動を促す「ゲリラ雷雨メール」など、従来の気象情報の発想を超えた新しい価値を創り出すサービスを生み出しております。さらには、こうした革新的なサービスを実現するために、交通気象の急激な気象現象によるリスクを減らすために WITH レーダー（超小型レーダー）の設置、北極海航路を支援する WNI 衛星の打上げ（2012 年予定）、気候変動・環境領域のサービスを拡大するための SHIRASE（元南極観測船）など、積極的に独自のインフラ整備に取り組んでいます。このように他社が創った市場を奪うのではなく、新たな市場を創造することへの挑戦を通じて蓄積される知識、経験をもった人材、企業文化は、当社の企業価値の源泉となっており、市場における持続的な強みとなっています。

② 24 時間 365 日サービス&サポートを継続的・安定的に提供する人材、仕組み

気象は常に変化しています。当社の気象サービスは、創業以来 20 年以上にわたって 24 時間 365 日休むことなく、グローバルベースでの観測、変化の予測とそれがもたらす顧客の業務への影響を専門家（リスクコミュニケーター）が常に監視し、対応策コンテンツをベースに密なコミュニケーションを世界中の顧客に展開しています。

具体的には、およそ入手可能な世界中の社会インフラからの気象データ（気象衛星、高層観測、地上観測等）に加え、ライブカメラやサポーターとの共進による感測等からの独自データにより刻々と更新される世界中の気象データを受信し、世界最大の気象データベースを構築しております。これらのデータをベースに、独自数値予測システム OWN を用いた予測や顧客のビジネスデータの分析を行い、それを企業、個人に対して継続的かつ安定的に提供する仕組みは、長年かけて当社が独自に構築したものです。サービスを安定的に提供するために、グローバルサービスインフラと呼ばれるデータ、通信、予測、IT などを専門的に担当す

るチーム・人材が、開発・運営・保守を 24 時間 365 日行っており、担当する分野の状況を常に把握し、常にサポーターに対応できる体制を整えています。

③ 世界中の企業、個人の顧客との価値の共創を通じて築かれた信頼関係

当社は 42 の市場において、その市場を代表する企業を含む約 2,000 社の企業、160 万人以上の個人サポーターと契約して、継続的なコンテンツサービスを展開しております。当社には、従来にないサービスであるが故に、業務内容、プロセス、気象の影響度についてお互い密に情報交換を行い、気象サービスをともに創りあげてきた企業が多く存在し、当社と深い信頼関係を築いています。

また、個人サポーターは観測（感測）に積極的に参加し、そのデータを気象予測に組み入れるなど、送り手と受け手の立場を超えて、新しい気象コンテンツを共創する強い関係を築いています。具体的には、15,000 人を超えるウェザーリポーターが身の回りの気象の変化を携帯電話を通じて当社にレポートし、それを当社がサイト上に公開することによって、他のサポーターの行動に役立ててもらいます。

また、花粉を測る「ポールンロボ」や地震などの揺れを測る「Yure Station」をサポーターに配布し、サポーター自身が観測・感測に参加し、そのデータを当社に集約、予測の精度向上やサービスに役立てるとともに、サポーターが相互にこれらの情報を提供し合い、役立ててもらう場も提供しております。

④ ①～③を基礎として長期間にわたり構築されてきたブランド

上記①～③を一貫して追求してきた企業文化・経営哲学およびそれを実行する人材と活動が、サポーターとの間に当社の確固たるブランドを築いてきました。当社ブランドは 20 年以上にわたり、サポーター（企業、個人）により公的機関では実現できなかった全く新しい民間気象サービスの代名詞として独自のブランドイメージが築かれており、③の価値共創を通じて単なる認知度を越えた深く強固な信頼関係を築いています。

(3) 当社中期経営計画について

当社では、創業以来、第 1 成長期（1987 年 6 月から 1995 年 5 月）は「事業の成長性」、第 2 成長期（1995 年 6 月から 2004 年 5 月）は「ビジネスモデルの多様性」、第 3 成長期（2004 年 6 月から 2012 年 5 月）は「経営の健全性」を目指しています。来期 26 期（2012 年 5 月期）は、この第 3 成長期の仕上げの期であり、「革新性」を通じて本格的なグローバル展開を目指す第 4 成長期（27 期より）の助走期として位置付けています。

第 4 成長期（2013 年 5 月期から 10 年程度を予定）は以下の通りです。

## <重点事業>

### 【交通気象】

交通気象は、世界的に社会インフラとして気象に関するニーズが世界的に高く、グローバル展開の槍の矛先として、従来の発想を超えた価値創造型サービスにより市場を創造していきます。

海の交通気象（航海気象）は、既にグローバル展開していますが、現段階では世界中の外航船2万隻のうち30%程度のシェアです。第4成長期では、価値創造サービスを拡大し、このシェアを100%に近づけます。

空の交通気象（航空気象）は、現在日本、アジアの一部を中心にサービスを提供しています。第4成長期では、アジア、欧州、アメリカにおけるサービス提供を拡大し、グローバルなシェアを高めていきます。

陸の交通気象（道路気象、鉄道気象）は、現在展開している日本でのサービスをグローバルに通用する価値創造サービスに高め、アジアからグローバルに展開していきます。

### 【モバイル・インターネット】

日本で成功してきた携帯、スマートフォンをベースにしたトランスメディア展開と利用者（サポーター）が参加し、ネットワーク型の気象および分衆コンテンツを創造し、交信するサービスをグローバルに展開します。

## <無常識な気象インフラ、テクノロジーの開発・展開>

グローバルに展開するためには、企業・個人サポーターのニーズに応える価値あるコンテンツサービスの創造が重要です。経済・文化、気象インフラが異なるグローバルにおいて、価値創造サービスを生み出し市場に迅速に浸透していくためには、従来の社会資本にはない無常識なインフラやテクノロジーが不可欠と考えています。現在進めている WNI 衛星、WITH レーダーをはじめ Oklahoma Innovation Center や世界の研究機関、企業と連携し、革新的かつ機動的なインフラやテクノロジーに積極的に投資、開発・設置するとともに、24 時間 365 日の運営サービス&サポートとして展開していきます。

## <エリア展開>

アジア、欧州、アメリカの順に、それぞれ3年間程度、市場開拓とインフラの構築を集中的に展開していきます。

## <グローバル販売体制の強化>

当社独自のグローバルビジネスモデルの次元をさらに高めるために、重点事業の戦略的な展開に合わせて、直販を中心としたグローバル販売体制の強化を行います。

## 2) 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の基盤としてのコーポレート・ガバナンスの強化

当社グループでは、常に変化し続ける社会環境・ビジネス環境をいち早く察知し、迅速かつ積極的に対応するとともに社会的に公正な企業活動を推進するためには、プロセスを明確にする企業文化、チェック・アンド・バランスが働く組織体制、事業遂行の会議体、透明性・納得性の高い業績評価システムと内部統制システムを整備するとともに、社外の優れた知恵や深い見識を経営に反映させることが重要であると考えております。この考え方に基づき、経営に対する経験・知見豊富な社外取締役・社外監査役に積極的に経営に参加してもらうことがコーポレート・ガバナンスにとって肝要と考え、そのような体制の充実を図っております（取締役 11 名のうち社外取締役 2 名、監査役 3 名のうち社外監査役 2 名）。

また、事業年度ごとの業績目標に対する取締役の経営責任を明確にすることがコーポレート・ガバナンスの維持にとって不可欠であると考え、全取締役の任期を 1 年としております。さらに、経営陣の最適な人選がコーポレート・ガバナンスを確立する上で重要であるとの認識から、社外取締役・社外監査役を中心として当社社内規程に基づき設置された指名委員会を随時招集し、かかる指名委員会が取締役候補者の選任に関与しております。

今後とも、当社は、当社の企業理念に基づき法律やルールを真摯に受けとめ企業運営を行うことにより、株主の皆様、お客様、地域社会の皆様をはじめ社会から信頼されることを信じ、コーポレート・ガバナンス等の強化に取り組んでまいります。

## 3) 業績に応じた株主の皆様に対する利益還元

当社では、「69 億人のサポーターとともに」という夢とそれに向かって進めていく事業に共感いただける多くのステークホルダーに支えられることを志向して、中長期的に株主サポーターを拡大したいと考えております。

また、利益配分は、経営理念にある「高貢献、高収益、高分配」の考えのもと、長期的な視点から、気象を通じて従来と違った価値を生み出していくサービスおよび技術、インフラ構築への積極的な投資、企業体質強化のための内部留保、株主サポーターへの還元など、その時々を経営成績を総合的に勘案して決定する方針をとっております。

当社の第 3 成長期において、グローバルな気象コンテンツ市場は成長市場にあります。当社のトールゲート型ビジネス（継続的コンテンツサービス）は、売上成長とともに、利益が増加するモデルであることから、売上成長を主要な経営指標であると認識し、利益還元につきましては、売上成長を軸に、その時々を経営成績、配当性向および配当利回り等を勘案して決定いたします。

当社は、これらの取組みを鋭意発展させていくことにより、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保、向上に向けたさらなる諸施策を実施してまいります。

### 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1) 本更新の目的

本更新は、上記 1. 記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させる目的をもって行われるものです。

当社取締役会は、当社株券等に対する大量取得行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な時間及び情報を確保すると共に、株主の皆様のために買収者と協議・交渉等を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

なお、平成 23 年 5 月 31 日現在における当社の大株主の状況は、別紙 1「当社の大株主の状況」のとおりであり、同日現在、当社の発行済株式総数の 21.7%は、当社取締役及びその関係者（以下「当社取締役等」といいます。詳細については別紙 1(注)3. をご参照ください。）14 名によって保有されております。

しかしながら、当社の株主の分布状況は個人・法人・金融機関など広範にわたっており、上場会社である当社の株式には流動性があります。さらに、現時点において具体的に決定又は検討しているものはありませんが、今後の当社の中期経営計画にある本格的グローバル展開を鑑みますと、将来において当社の研究開発、販売や運営強化のための投資等のために、株式の新規発行等の手段により資本市場における資金調達を実施することも考えられ、このような資本市場における資金調達が行われた場合には、当社取締役等の持株比率が低下し当社の株式の流動性が増す可能性があります。

また、平成 21 年 12 月に、アジア・太平洋地域における気象の実用・実践を振興し、気象文化の向上に寄与することを目的として財団法人 WNI 気象文化創造センターが設立されたことにより（なお、同財団法人の理事会は学識経験者等を中心に構成されており、当社から独立した意思決定が行われております。）、当社取締役等の持株比率が低下しており、将来、当社取締役等の各々の事情から保有する当社株式の譲渡等の処分等がなされることで、当社取締役等の持株比率の低下や株式の分散化が進んでいく可能性も皆無ではありません。

これらの事情に鑑みると、今後、当社取締役等の持株比率が低下し、当社の株式の流

動性が増していく可能性があります。さらに、昨今の株券等の大量取得に関連する事例等を勘案いたしますと、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損する当社株券等の大量取得行為が行われる可能性も否定できないものと考えており、これに対する十分な備えが重要であると考えます。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本更新を決定いたしました。

なお、本日現在、当社は、当社株券等の大量取得行為に関する具体的な提案を受けておりません。

## 2) 本プランの内容

本プランの内容は以下のとおりであります。本プランに関する手続の流れにつきましては、別添にその概要をフローチャートの形でまとめておりますので、併せてご参照ください。

### (1) 本プランの概要

#### ① 本プランに係る手続

本プランは、当社の株券等の買付等（下記(2)①において定義されます。）を行うおうとする者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めています（下記(2)「本プランに係る手続」をご参照ください。）。

なお、買付者等は、本プランに係る手続の開始後、(i)取締役会検討期間（下記(2)③a.において定義されます。以下同じとします。）が終了するまでの間、又は、(ii)取締役会において株主意思確認手続（下記③において定義されます。）の実施が決議された場合には、同手続が完了するまでの間、買付等を開始することができないものとします。

#### ② 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う場合等、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合（その要件の詳細については、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照ください。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と

引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に記載するものとし、以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点における全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第 277 条以下に規定されます。）により割り当ててことがあります。

③ 取締役の恣意的判断を排するための株主意思確認手続、独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施について、取締役の恣意的判断を排するため、①株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかの方法により株主の皆様のご意思を確認するか（以下「株主意思確認手続」といいます。）、②独立委員会規則（その概要については別紙 2「独立委員会規則の概要」をご参照ください。）に従い、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役又は(iii) 社外の有識者で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るか、のいずれかの手続を履践することとし、当社取締役会は、株主意思確認手続の結果、又は独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。また、いずれの場合においても適時適切に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、本更新当初の独立委員会は、独立性の高い社外取締役、社外監査役及び社外の有識者により構成される予定です。委員の氏名及び略歴は別紙 3「独立委員会委員略歴」のとおりです（独立委員会の委員の選任基準、決議要件及び決議事項については別紙 2「独立委員会規則の概要」をご参照ください。）。

④ 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使され、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社の議決権割合は一定程度希釈化される可能性があります。

(2) 本プランに係る手続

① 対象となる買付等

本プランは、以下の a. 若しくは b. に該当する行為若しくはこれに類似する行為又はこれらの提案（但し、当社取締役会が予め承認したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

- a. 当社が発行者である株券等<sup>1</sup>について、保有者<sup>2</sup>の株券等保有割合<sup>3</sup>が 20%以上となる買付けその他の取得
- b. 当社が発行者である株券等<sup>4</sup>について、公開買付け<sup>5</sup>に係る株券等の株券等所有割合<sup>6</sup>及びその特別関係者<sup>7</sup>の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

## ② 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等には、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を提出していただきます。

当社は、本プランに基づく買付説明書が提出された場合、その旨を速やかに情報開示します。

当社取締役会は、買付者等から受領した買付説明書では、当該買付等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために本必要情報として不十分であると合理的に判断する場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合には、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会に追加的に提供していただきます。

- a. 買付者等及びそのグループ（共同保有者<sup>8</sup>、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（それぞれの名称、事業内容、沿革、資本金の額又は出資金の額、発行済株式総数、代表者、役員及び社員その他構成員の氏名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況、並びに直近 2 事業年度の財政状態、経営成績（法令違反を行ったり、法令遵守に関して監督官庁から指導等を受けたことがある場合はその具体的内容等を含む。）その他の経理の状況、並びに、買付者等のグループ内における相互の関係（資本関係、

---

<sup>1</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

<sup>2</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定される保有者をいい、金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

<sup>3</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。以下同じとします。

<sup>4</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。②において同じとします。

<sup>5</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。以下同じとします。

<sup>6</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。以下同じとします。

<sup>7</sup> 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます。但し、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。以下同じとします。

<sup>8</sup> 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。

取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みますが、これらに限られません。)の概略を含みます。)

- b. 買付等の目的、方法及び内容(買付等の適法性に関する専門家意見を含みます。)
- c. 大規模買付行為に係る買付対価の種類及び金額(有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載していただきます。)、並びに当該金額の算定の基礎及び経緯(算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や買付者等が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。)
- d. 買付等に要する資金の調達状況、及び当該資金の調達先の概要(預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。)
- e. 買付者等グループによる当社の株券等の過去の売買状況の詳細
- f. 買付者等が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下「担保契約等」といいます。))がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- g. 買付者等が買付等において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- h. 買付等の後における当社の従業員、顧客、その他の当社利害関係者に対する処遇・取扱方針の具体的内容
- i. 支配権取得又は経営参加を買付等の目的とする場合には、買付等の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画及び議決権の行使方針。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人(日本以外の国におけるものも含みます。))に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無及びその内容・実績等。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な

変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性

- j. 純投資又は政策投資を買付等の目的とする場合には、買付等の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として買付等を行う場合には、その必要性
- k. 重要提案行為等<sup>9</sup>を行うことを買付等の目的とする場合、又は買付等の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- l. 買付等の後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- m. 買付等の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- n. 買付等に際して第三者との間で当社の株券等に関する取得、譲渡及び権利行使について意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに当該第三者の概要
- o. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、買付者等が買付説明書を提出せずに買付等を開始した場合等、本プランに定められた手続を遵守せずに買付等を開始した場合において、株主意思確認手続を実施する時間的猶予がないことが明らかである場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、取締役会検討期間を設定せずに、適宜期限を定めた上で、本新株予約権の無償割当ての実施について独立委員会に諮問します。

### ③ 取締役会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉・意見形成

#### a. 取締役会検討期間の設定等

当社取締役会は、買付者等からの情報・資料等（追加的に提供を要求したものも含みます。）の提供が十分になされたと認めた場合には、最長 60 日間（初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉及び意見形成のための期間（以下「取締役会検討期間」といいます。）として設定します。なお、下記⑥に従い、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施について独

---

<sup>9</sup> 金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項、金融商品取引法施行令第 14 条の 8 の 2 第 1 項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第 16 条に規定される重要提案行為等をいいます。以下同じとします。

立委員会に諮問した場合において、独立委員会が取締役会検討期間内に⑥b.記載の勧告を行うに至らないこと、又は勧告に至ったがこれを受けて取締役会が検討を行う十分な期間がないことの理由により、当社取締役会が取締役会検討期間内に新株予約権の実施又は不実施の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、必要な範囲内で取締役会検討期間を最長 30 日間（初日不算入）延長することができるものとします（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとし、再延長の期間は最長 30 日間とします。）。当社取締役会が取締役会検討期間の延長を決議した場合には、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由について、適時適切に情報開示を行います。

買付者等は、下記⑥に従い、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施について独立委員会に諮問した場合には、この取締役会検討期間の経過後においてのみ、買付等を開始することができるものとし、株主意思確認手続が実施される場合においては、同手続が完了した後においてのみ、買付等を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会検討期間中に、買付者等の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、当該買付者等及び当該買付等の具体的内容並びに当該買付等が当社の企業価値及び株主の皆様との共同の利益に与える影響等を十分に評価・検討します。また、必要に応じて、買付者等との間で買付等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

b. 株主意思確認手続の選択又は独立委員会への諮問手続

当社取締役会は、取締役会検討期間中に、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施について、株主意思確認手続を実施するか、又は、独立委員会に諮問するかについて決議するものとします。当社取締役会は、買付者等による買付等の内容等、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、買付者等が本プランに定められた手続を遵守せずに買付等を開始した場合において株主意思確認手続を実施する時間的猶予がないことが明らかである場合その他株主意思確認手続を実施する時間的猶予がないことが明らかである場合、又は下記(3)②若しくは③のいずれかに該当することが客観的に明らかである場合には、本新株予約権の無償割当ての実施について独立委員会に諮問します。なお、当社取締役会が、取締役会検討期間中に、買付者等による買付等によ

り当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が毀損されるおそれがないと判断した場合には、当社取締役会は速やかに本新株予約権の無償割当ての不実施を決議するものとします。

c. 情報開示

当社取締役会は、買付者等から買付説明書が提出された事実、取締役会検討期間を設定した事実及び本必要情報の概要その他の情報のうち、取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

④ 従業員、顧客及び取引先からの意見聴取

当社取締役会は、上記③a. 記載の取締役会検討期間において、当社の従業員、顧客及び取引先から、買付等に関する意見を聴取し、その意見を取りまとめ、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に与える影響を評価・検討します。当社取締役会は、当社の従業員、顧客及び取引先の意見の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑤ 株主意思確認手続

a. 株主意思確認手続の実施等

上記③b. に従い、当社取締役会は、買付者等による買付等の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、買付者等が本プランに定められた手続を遵守せずに行付等を開始した場合において株主意思確認手続を実施する時間的猶予がないことが明らかである場合その他株主意思確認手続を実施する時間的猶予がないことが明らかである場合、又は下記(3)②若しくは③のいずれかに該当することが客観的に明らかである場合を除き、本新株予約権の無償割当ての実施について、株主意思確認手続を実施するものとします。株主意思確認手続としては、株主意思確認総会における株主投票、又は書面投票のいずれかを選択して実施します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。

株主意思確認手続を行う場合又はその確認を行う可能性がある場合には、当社取締役会は、速やかに、投票権を行使できる株主の皆様を確定するための基準日（以下「投票基準日」といいます。）を定め、公告いたします。株主意思確認手続において投票権を行使することができる株主の皆様は、投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主の皆様とし、投票権は議決権1個につき1個とします。

投票基準日は、関係法令及び証券保管振替機構による株主確定に必要な日数から導き出される最も早い日とし、公告は投票基準日の2週間前まで

に行うものとします。また、当社取締役会は、株主意思確認総会又は書面投票のいずれの方法によって株主の皆様のご意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容について、速やかに情報開示を行います。株主意思確認総会又は書面投票における投票は、当社の通常の株主総会における特別決議に準ずるものとし賛否を決するものとします。

b. 取締役会の決議

当社取締役会は、取締役会検討期間の終了の前後を問わず、株主意思確認手続が完了した場合には、株主意思確認手続の結果を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

c. 情報開示

当社取締役会は、株主意思確認手続を実施する旨の決議を行った場合、当社取締役会が株主意思確認手続を実施する旨を決議した事実及びその理由、株主意思確認手続の結果の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

⑥ 独立委員会の設置及び諮問等の手続

a. 独立委員会の設置

当社は、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、その概要を別紙2「独立委員会規則の概要」に記載する独立委員会規則に従い、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役又は(iii)社外の有識者で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置することとします。本更新当初の独立委員会の委員の氏名及び略歴は別紙3「独立委員会委員略歴」のとおりです。

当社取締役会は、上記③b.に従い買付者等による買付等の内容等、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、買付者等が本プランに定められた手続を遵守せずに買付等を開始した場合において株主意思確認手続を実施する時間的猶予がないことが明らかである場合その他株主意思確認手続を実施する時間的猶予がないことが明らかである場合、又は下記(3)②若しくは③のいずれかに該当することが客観的に明らかである場合、独立委員会に本新株予約権の無償割当ての実施について諮問することがあります。この場合には、独立委員会は、取締役会から買付者等の買付説明書及び買付者等から追加的に提出された本必要情報（もしあれば）の提供を受けるのみな

らず、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対して適宜回答期限（取締役会検討期間内において原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見、その根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することがあり、当社取締役会はこれらに応じるものとします。また、独立委員会は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は当社取締役会を通して間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じるものとします。

b. 独立委員会の勧告

上記③b.に従い当社取締役会が独立委員会に本新株予約権の無償割当ての実施について諮問した場合には、独立委員会は、取締役会検討期間終了までに、以下のとおり、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記(i)から(iii)までに定める勧告をした場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、独立委員会は、当該勧告を行った事実及びその概要その他の独立委員会が適切と判断する事項について、当社取締役会を通じて速やかに情報開示を行います。

独立委員会の判断が、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、外部専門家等の助言を得ることができるものとします。

(i) 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等により当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合、具体的には買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当する、又は該当すると客観的に疑われる事情が存すると判断し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をし

た後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」⑥において定義されます。）の前日までの間、（本新株予約権の無償割当ての効力発生時前においては）本新株予約権の無償割当ての中止、又は（本新株予約権の無償割当ての効力発生時以後においては）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(イ) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ロ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使を認めることが相当でないと認められることとなった場合

(ii) 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等により当社の企業価値及び株主の皆様との共同の利益が毀損されるおそれがあると認められない場合、具体的には買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は、該当するとしても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、取締役会検討期間の終了までに、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定めるいずれかに該当すると判断し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施することについての新たな勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(iii) 取締役会検討期間の延長の勧告

独立委員会が、当初の取締役会検討期間の終了までに、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、その決議により、当該買付者等の買付等の内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（最長30日間（初日不算入））で、取締役会検討期間の延長を勧告することができるものとします（なお、当該期間延長後、さらなる期間の延長を行う場

合においても同様の手続によるものとします。)。上記延長の決議に基づく勧告を最大限尊重して、当社取締役会により取締役会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、その延長の目的である情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

c. 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会による上記勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止等を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

d. 情報開示

当社取締役会は、取締役会検討期間中に、当社取締役会が独立委員会に諮問する旨を決議した事実及びその理由、当社取締役会が独立委員会に代替案（もしあれば）を提示した事実（必要に応じて当該代替案の内容を含む。）、独立委員会の勧告の内容、又は当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施等に関する決議を行った事実その他の情報のうち当社取締役会若しくは独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等により当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合、具体的には、買付者等による買付等が以下のいずれかに該当する、又は、該当すると客観的に合理的に疑われる事情が存する場合であって、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合には、株主意思確認手続の結果又は独立委員会の勧告を最大限尊重して、当社取締役会決議に基づき、本新株予約権の無償割当てを実施するものとします。

- ① 上記(2)「本プランに係る手続」に定める情報提供、取締役会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- ② 極めて狭い範囲でしか適用されないが、下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

- a. 株券等を買収し、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
  - b. 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
  - c. 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
  - d. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
  - e. 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為
- ③ 極めて狭い範囲でしか適用されないが、強圧的二段階買付（最初の買付で全株券等の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- ④ 買付等の条件（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針・事業計画、及び買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- ⑤ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の気象市場を創造し続ける人材、当社の企業価値を共創する従業員、顧客、取引先等との信頼関係、及び継続的かつ安定的に提供しているサービスが毀損又は阻害されること等により、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

#### (4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

##### ① 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議

(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済みの普通株式の総数(但し、同時点において当社の有する自己株式の数を控除します。)に相当する数とします。

② 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主の皆様に対し、その所有する当社株式(但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。)1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

③ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

④ 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、1株以上で本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円とします。

⑥ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定めた日を初日(かかる行使期間の初日を、以下「行使期間開始日」といいます。)とし、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

⑦ 本新株予約権の行使条件

(I)特定大量保有者<sup>10</sup>、(II)特定大量保有者の共同保有者、(III)特定大量買付

---

<sup>10</sup> 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下同じとします。

者<sup>11</sup>、(IV)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(V)上記(I)から(IV)までに該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(VI)上記(I)から(V)までに該当する者の関連者<sup>12</sup>（(I)から(VI)までに該当する者を以下「非適格者」といいます。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使に当たり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上、適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の有する本新株予約権も、下記⑨のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

⑧ 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

⑨ 当社による本新株予約権の取得

- a. 当社は、上記(2) ⑥b. (i) (イ) 及び(ロ) の場合は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- b. 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前営業日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとします。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた

---

<sup>11</sup> 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下同じとします。

<sup>12</sup> ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義されます。）をいいます。

日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

⑩ 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に導入されるものとします。本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の承認が行われた場合、又は②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会における承認の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主の皆様へに不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（変更等の場合には）変更等の内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示を行います。

(6) 法令の新設又は改廃による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成 23 年 7 月 8 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

4. 株主の皆様等への影響

## 1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

## 2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、行使期間内に、金銭の払込みその他下記3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続」において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、当該手続を行わなかった株主の皆様の保有する当社株式に係る法的権利及び経済的価値が希釈化されることになります。また、当社は、下記3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続」に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合には、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じません。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の行使期間開始日の前日までに、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の経済的価値の希釈化は生じませんので、権利確定日以降に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

また、本新株予約権それ自体の譲渡には当社取締役会の承認を要することとされているため、本新株予約権の無償割当てに係る権利確定日以降、本新株予約権の取得又は行使の結果として、株主の皆様が株式が交付される場合には、株主の皆様が株式が交付されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

### 3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続

#### (1) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含むものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、当社株式 1 株当たり、1 円を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権 1 個につき対象株式数に相当する数の当社株式が発行されることになります。

#### (2) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合には、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

### 5. 本プランに対する当社取締役会の判断及びその理由

#### 1) 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

2) 本プランが株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、本プランが、当社株主の皆様の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。また、企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本プランは、株式会社東京証券取引所の買収防衛策の導入に係る諸規則を全て充足しています。

(2) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、株主の皆様の意思を反映させるため、本定時株主総会において議案としてお諮りする予定です。

また、上記 3. 2) (2)⑤「株主意思確認手続」記載のとおり、当社取締役会は、買付者等による買付等の内容、時間的猶予等の諸般の事情を考慮の上、買付者等が本プランに定められた手続を遵守せずに行付等を開始した場合において株主意思確認手続を実施する時間的猶予がないことが明らかである場合その他株主意思確認手続を実施する時間的猶予がないことが明らかである場合、又は上記 3. 2) (3)②若しくは③のいずれかに該当することが明らかである場合を除き、本新株予約権の無償割当ての実施についても株主意思確認手続を経ることとしており、株主の皆様の意思を確認することができます。

また、上記 3. 2) (5)「本プランの有効期間、廃止及び変更」記載のとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、本プランを廃止する旨の承認がなされた場合、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本プランを廃止する旨の承認がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、当社株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入に当たり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動及び廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、上記 3. 2) (2)「本プランに係る手続」記載のとおり、上記 3. 2) (2)⑤「株主意思確認手続」にて記載した株主意思確認手続を行う場合を除き、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視すると共に、その判断の概要については情報開示をすることとされており、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

#### (4) 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記 3. 2) (3)「本新株予約権の無償割当ての要件」記載のとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動できないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

#### (5) 外部専門家等の意見の取得

買付者等が出現し、取締役会から諮問を受けた場合、独立委員会は、当社の費用で、外部専門家等の助言を受けることができますものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

#### (6) 当社取締役の任期が1年であること

当社取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであることから、毎年の取締役の選任を通じて本プランについての株主の皆様の意思を反映することが可能となる仕組みを確保しているものといえます。

#### (7) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 3. 2) (5)「本プランの有効期間、廃止及び変更」に記載したとおり、本プランは、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会の決議により廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

## 当社の大株主の状況

(平成 23 年 5 月 31 日現在)

| 株 主 名                                                                               | 当 社 へ の 出 資 状 況 |              |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|--------------|
|                                                                                     | 持 株 数<br>株      | 出 資 比 率<br>% |
| 一般財団法人WNI気象文化創造センター                                                                 | 1,700,000       | 14.35        |
| 株式会社ダブリュー・エヌ・アイ・インスティテュート                                                           | 1,700,000       | 14.35        |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                                             | 662,400         | 5.59         |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）                                                           | 511,200         | 4.32         |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行                                                                       | 360,000         | 3.04         |
| 株式会社千葉銀行                                                                            | 360,000         | 3.04         |
| 石橋 忍子                                                                               | 353,800         | 2.99         |
| ウェザーニューズ従業員持株会                                                                      | 292,100         | 2.47         |
| バンク オフ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント<br>ジェイビーアルディイ アイエスジー エフイーエイシー<br>常代:株式会社三菱東京UFJ銀行 | 226,200         | 1.91         |
| 日本生命保険相互会社                                                                          | 200,000         | 1.69         |
| 株式会社三井住友銀行                                                                          | 180,000         | 1.52         |
| 石橋 伸一                                                                               | 129,700         | 1.10         |

## 上記以外の当社取締役の株式保有状況

|             |         |      |
|-------------|---------|------|
| 草開 千仁       | 58,100  | 0.49 |
| 宮部 二郎       | 50,100  | 0.42 |
| 湯川 智夫       | 10,200  | 0.09 |
| 戸村 孝        | 14,300  | 0.12 |
| 松尾 修吾       | 10,200  | 0.09 |
| 磯野 可一       | 10,000  | 0.08 |
| 志賀 康史       | 10,800  | 0.09 |
| コン・キャリー     | 6,000   | 0.05 |
| アントニオ・ブリッツォ | 6,000   | 0.05 |
| 森田 清輝       | 51,100  | 0.43 |
| 石橋 知博       | 156,700 | 1.32 |

(注) 1. 当社は自己株式 1,065,100 株を保有しておりますが、上記には含めておりません。

2. 上記の信託銀行の所有株式数には、信託業務に係る株式数が次のとおり含まれております。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 662,400 株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 511,200 株

3. 本文中の「当社取締役等」は、上記において大株主として記載している株式会社ダブリュー・エヌ・アイ・インスティテュート、石橋忍子及び石橋伸一に、下段記載の草開千仁、宮部二郎、湯川智夫、戸村孝、松尾修吾、磯野可一、志賀康史、コン・キャリー、アントニオ・ブリッツォ、森田清輝及び石橋知博の 11 名を加えた 14 名をいいます。

### 独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、3 名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役、又は(iii) 社外の有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務若しくは当社の業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、社外取締役又は社外監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・ 独立委員会は、当社取締役会の諮問を受けた場合、当該諮問の内容に応じて、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定に当たっては、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
  - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
  - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
  - ① 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
  - ② 買付者等の買付等の内容の精査・検討
  - ③ 買付者等との協議・交渉

- ④ 当社取締役会に対する代替案その他必要と認める情報・資料等の提出の要求及びこれらの検討
  - ⑤ 取締役会検討期間の延長の決定
  - ⑥ 本プランの修正又は変更の承認
  - ⑦ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑧ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
  - ⑨ 上記①から⑧までについての当社取締役会を通じた情報開示
- ・ 独立委員会は、買付者等から当社取締役会に対して提出された買付説明書その他の情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対して追加的に本必要情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
  - ・ 独立委員会は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は当社取締役会を通して間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとする。
  - ・ 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
  - ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
  - ・ 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
  - ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

## 独立委員会委員略歴

本更新当初の独立委員会の委員は、以下の5名により構成される予定です。

松尾 修吾（まつお しゅうご）

## 【略 歴】

昭和13年2月18日生

|         |                                |
|---------|--------------------------------|
| 昭和36年3月 | 慶應義塾大学商学部卒                     |
| 昭和53年8月 | 株式会社エピック・ソニー代表取締役専務            |
| 昭和58年8月 | 株式会社シービーエス・ソニー代表取締役社長          |
| 昭和62年2月 | 株式会社ソニー・クリエイティブプロダクツ代表取締役社長    |
| 平成4年1月  | 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント代表取締役社長 |
| 平成8年6月  | 同社代表取締役会長                      |
| 平成10年1月 | 株式会社エスエムイーグループ・マネージメント代表取締役    |
| 平成11年6月 | 株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント相談役     |
| 平成12年8月 | 当社取締役（現任）                      |
| 平成13年4月 | 独立行政法人国立科学博物館監事                |
| 平成20年8月 | 独立行政法人国際交流基金理事（現任）             |

磯野 可一（いその かいち）

## 【略 歴】

昭和7年7月16日生

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 昭和33年3月 | 千葉大学医学部卒           |
| 昭和38年3月 | 千葉大学大学院医学研究科博士課程修了 |
| 昭和60年8月 | 千葉大学医学部教授          |
| 平成5年4月  | 千葉大学医学部附属病院長       |
| 平成10年4月 | 千葉大学名誉教授           |
| 平成10年8月 | 千葉大学長              |
| 平成16年4月 | 国立大学法人千葉大学長        |
| 平成17年3月 | 国立大学法人千葉大学長退任      |
| 平成17年8月 | 当社取締役（現任）          |

立野 嘉之（たての よしゆき）

【略 歴】

昭和 19 年 9 月 25 日生

昭和 42 年 3 月 慶応義塾大学法学部政治学科卒

昭和 42 年 4 月 東京貿易株式会社入社

平成 1 年 6 月 同社取締役

平成 8 年 6 月 同社常務取締役

平成 14 年 6 月 同社代表取締役社長

平成 21 年 6 月 同社常任経営顧問

平成 22 年 3 月 同社顧問退任

平成 22 年 8 月 当社監査役（現任）

水野 創（みずの はじめ）

【略 歴】

昭和 27 年 3 月 24 日生

昭和 50 年 3 月 東京大学法学部卒

昭和 50 年 4 月 日本銀行入行

平成 13 年 2 月 同行文書局長

平成 14 年 6 月 同行システム情報局長

平成 16 年 5 月 同行業務局長

平成 18 年 5 月 同行理事

平成 22 年 5 月 同行理事退任

平成 22 年 6 月 株式会社ちばぎん総合研究所取締役社長（現任）

岩倉 正和（いわくら まさかず）

【略 歴】

昭和 37 年 12 月 2 日生

昭和 60 年 東京大学法学部卒

昭和 62 年 最高裁判所司法研修所卒業

西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所

平成 5 年 ハーバード・ロースクール卒業（LL. M. 取得）

ニューヨーク州司法試験合格

ディベボイス・アンド・プリンプトン法律事務所（ニューヨーク）勤務

平成 6 年 アーノルド・アンド・ポーター法律事務所（ワシントン D.C.）勤務

平成 8 年 西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所）パートナー  
弁護士（現任）

平成 14 年 西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所）経営会議  
メンバー就任（現任）

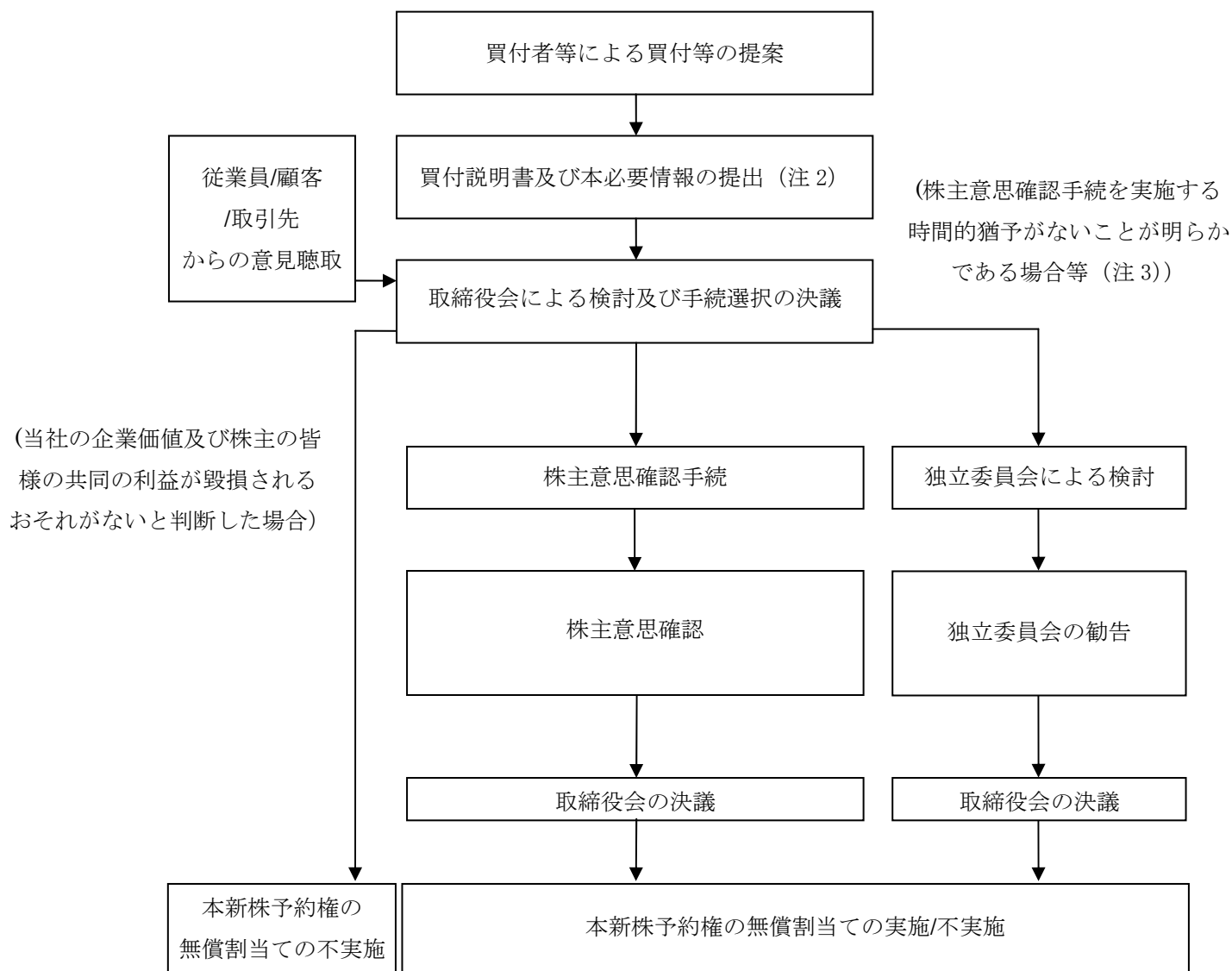
平成 16 年 一橋大学法科大学院講師（「金融法」担当）（現任）

平成 18 年 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授（「会社法・M&A 法」  
担当）（現任）

平成 22 年 GMOインターネット株式会社社外監査役（現任）

平成 22 年 日本電産株式会社社外取締役（現任）

## フローチャート（注1）



（注1） 本フローチャートは本プランの概要を説明するものであるため、本プランの詳細については必ず本文をご参照ください。

（注2） 買付者等が買付説明書を提出せずに買付等を開始した場合等、本プランに定められた手続を遵守せずに買付等を開始した場合において、株主意思確認手続を実施する時間的猶予がないことが明らかである場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、取締役会検討期間を設定せずに、適宜期限を定めた上で、本新株予約権の無償割当ての実施について独立委員会に諮問します。

（注3） 株主意思確認手続を実施する時間的猶予がないことが明らかである場合、及び3. 2) (3)②又は③のいずれかに該当することが明らかである場合を含んでおります。